

大学の教職課程を担う教員と初等・中等教育を担う教員の共同による教職課程科目の可能性を探る

樋口大夢，清野克明

要 旨

本報告の目的は、2022年度前期に行われた城西大学の教職課程科目における「教職論」の授業を素材としつつ、大学の教職課程を担う教員と初等・中等教育を担う教員が共同で行う教職課程科目の可能性について考えることである。教職課程科目において、両者が共同することは、教員養成が抱える課題に対する応答の手がかりを提供してくれることが見込まれる。

キーワード：教職課程科目，学校教育，共同，教員養成

1. はじめに

本報告の目的は、2022年度前期に行われた城西大学の教職課程科目における「教職論¹」の授業を素材としつつ、大学の教職課程を担う教員と初等教育や中等教育を担う教員（以下、学校教員）が共同で行う教職課程科目の可能性について考えることである。

2015年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受け、2019年4月から教育職員免許法及び同法施行規則改正の施行、教職課程コアカリキュラムの作成、全大学の審査・認定を経て、教職課程は2019年の4月から新課程が展開されている。

新課程の実施にあたり、先の答申では、新課程の教職課程を担う教員の資質能力の向上等の重要性が指摘されている。

大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれ

らの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。また、教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における実務家教員の育成及び確保に資するため、大学と教育委員会が連携し、例えば希望する一部の教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。

[中央教育審議会 2015：37]

答申で示されているように、大学の教職課程を担う教員各々が、理論と実践の両方に強くなることは極めて重要なことであろう。しかし、新課程を目指した背景にあった教員養成に関する課題²への応答という観点から眺めてみると、大学の教職課程を担う教員各々の資質能力の向上等につと

めるだけでは必ずしも十分とは言えない状況にあることが推察される。とりわけ、二つ目の「学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない」という課題については、不十分であると思われる。

学校教員は、日々刻々と変わる学校現場の状況や教育を巡る環境の変化を肌で感じている。大学で教職課程を担う教員が各々の資質能力の向上等につとめることはもちろんであるが、それに加えて学校現場の状況や教育を巡る環境の変化を肌で感じている存在である学校教員と共同した教職課程の授業を展開することは、先に指摘した教員養成に関する課題への応答可能性として捉えることができるだろう。

以上を踏まえて本報告では、2022年度前期に城西大学で行われた「教職論」の授業を手がかりとしつつ大学の教職課程を担う教員と初等・中等教育を担う教員が共同で行う教職課程科目の可能性について考察することを目指したい。そのために本報告では以下の三つについて論じる。第一に、大学の教職課程を担う教員が担当した授業回の授業内容を振り返る(2)。第二に、その内容を踏まえつつ、大学の教職課程を担う教員と中等教育を担う教員が共同して行った授業回³の内容を述べる(3)。第三に、以上の内容から見えてくる大学の教職課程を担う教員と学校教育を担う教員の共同可能性と課題について考察する(4)。

2. 「教職論」の全体像

まず、「教職論」の実施形態について簡単に振り返る。以下は、「教職論」のシラバスから各回の授業テーマを抜粋したものである。

- 1回目 受講ガイダンス：教師とは？
- 2回目 教職の意義と教員の役割：「教師」とは何か

- 3回目 教職員の服務義務
- 4回目 教職員とは誰を指すのか？
- 5回目 学習指導要領について考える
- 6回目 授業方法について考える
- 7回目 「主体的・対話的で深い学び」とは何か
- 8回目 「評価」するとは何か
- 9回目 教員の資質能力とその育成
- 10回目 学校・家庭・地域社会の連携と教員の役割
- 11回目 教職経験者から学ぶ—教職経験者を招いたディスカッションを通じて
- 12回目 教師として授業をする準備をする
- 13回目 教師として授業をする①—教科の観点から
- 14回目 教師として授業をする②—教科外の観点から
- 15回目 まとめと試験

各授業回の内容は、教職課程コアカリキュラムに記載された「各科目に含めることが必要な事項」として位置づけられている内容に基づきつつ、それに加えて各受講学生の興味関心を踏まえた内容も適宜加えるという形で構成されている。通常の授業は、四つの内容(①：授業後に学生が作成する小レポートの紹介・フィードバック、②：授業担当者からの講義、③：②を踏まえた学生同士・学生—教員相互のディスカッション、④小レポートの作成)を基本として進められた。

この「教職論」は、1回目から10回目までは授業者が単独で実施し、11回目は中等教育を担う学校教員をゲスト講師(以下、ゲスト講師)として招聘して共同で行った。11回目の授業は、前半がゲスト講師からの話題提供、後半はその話題を手がかりとしつつ、受講学生・ゲスト講師・「教職論」の担当者の三者でディスカッションする形で進行した。

ゲスト講師から提供された話題(詳細について

は次節を参照)は、自身が学校現場で働く中に見出した教職の意義や課題についてであった。この話題は、「教職論」を担当する授業者からゲスト講師に対して1回目から10回目までの内容を事前に説明した上で、その内容を踏まえつつゲスト講師自らが設定したものである。したがって、11回目の講義内容は、1回目から10回目までの理論的な内容を踏まえつつ、日々の教育の現場で生起する実践から見いだされたものとなっている。

そして、12回目から14回目にかけては、11回目までの内容を踏まえた模擬授業を実施した。それぞれの回では、受講者を4～5人のグループに振り分け、そのグループの中で一人あたり20分の模擬授業と8分の模擬授業検討会を実施した。最後の15回目では、この「教職論」の取組み全体のためを行った。

3. 第11回「教職経験者から学ぶ」の取組み

第11回目の講義前半でゲスト講師が提供した話題のねらいは、受講学生が抱えている教員像の転換を図ること、その上で、キャリアを考える一つの視点を提供することにある。ゲスト講師自身は、教職に就く前に抱いていた教員像と現在の自身の学校教員としての実態とではギャップがあると感じている。例えば、教職に就く前までは教職と他の職業とを別のカテゴリーに分けて考えていたのだが、現在はそのような職業間の特別視はしていない。ゲスト講師自身のこの特別視が生起した理由としては、児童・生徒として学校教員を12年間日々目にしている、かつその姿が学校教員の一側面のみであったことが大きい。教職を目指す学生にも同様の特別視をする者はいるのではないだろうか。

この経験を踏まえて、まずはゲスト講師の1日のスケジュール、1週間のスケジュール、1年間のスケジュールを順に示すことから話題提供を始

めた。1日のスケジュールについては特定の1日についてゲスト講師の動きを克明に記録したものを示すことによって、生徒目線では見えづらかったと思われる授業時間外の学校教員の動きが想像できるよう配慮した。そこから浮かび上がってきたのは、イレギュラー対応の多さである。ゲスト講師は、中等教育を担う学校教員として、日々多くの思春期の子どもたちと接している。思春期の悩み相談や授業の質問の対応、生徒指導、そして他愛もない生徒との雑談等を、スケジュールの合間に行っているのである。これら一つひとつのことは非常に大切なことばかりであるが、授業や会議等々のスケジュールがある中で全てを勤務時間内に行うことは難しい。

これに続けて、学校教員が抱える労働問題について取り上げた。国立大学付属校の残業代未払い問題について紹介し、変形労働時間制について述べ、その上で変形労働時間制の是非を問うた。教職への就職を検討する際には、前述した仕事のスケジュールを含めて労働環境を知ることは非常に重要であろう。

そして最後に、ゲスト講師が考える教職の魅力と問題点について取り上げた。ゲスト講師の考える教職の魅力の一つは、生徒とともに教科内容を楽しみ続けられるということである。そこでまず、ゲスト講師が勤務校で行った、2022年度最初の授業で取り組んだ課題を紹介した。その課題を受講学生に実際に考えてもらうことを通して、専門教科の内容を楽しむことについて受講学生に感じてもらった。そして専門教科だけでなく、道徳や総合学習、行事などを通して生徒と過ごす中で見いだされた魅力を紹介した。問題点では、これまでの労働環境の話題を振り返りつつ、一方で「なんでもかんでも効率化することは教育的か」という効率化の是非について受講学生に考えてもらった。また、労働問題にも繋がるが、「どこまでが授業準備でどこからが自己研鑽の教材研究

か」といった業務の線引きの曖昧さについても述べた。

講義後半の、受講学生・ゲスト講師・「教職論」の担当者の三者で行ったディスカッションでは、受講学生からも多くの質問や意見が投げかけられた。それらのディスカッションの様子や授業後のコメントから、受講学生の教員像が変容している姿が見てとれた。つまり、学校教員を特別視するのではなく、一つの職業として捉え直している様子が見て取れたのである。これは、学校教員の労働者としての認識が共有され、受講学生が自らのキャリアを考える一つの視点を得られたということになると考えられる。

4. 共同から見える意義と課題

よく知られているように、地方公務員法第38条の規定により、地方公務員の副業は一般的に禁止されている。そうした中で公立学校に勤める教員については、教育公務員特例法の第17条により、教育に関する他の職を兼ねることが認められている⁴。こうした実例として、「公立学校教員が私立学校（大学等）の非常勤講師を兼ねることなど」を挙げることができる〔佐野 2017：52〕。また、「専門家が少ない特定の教科等で、公立学校教員が所属学校以外の学校（私立学校を含む）の非常勤講師」を兼ねることもできるなど〔鞍馬 2019：130〕、教育公務員特例法第17条の規定は、これまで一定程度の運用がなされてきた。

しかしながら、高橋哲は、「現代においては、教員の多忙化が著しくなり、この規定を運用することが少なくなっている」と指摘する〔高橋 2019：103〕。続けて高橋は、「近年の教員養成において、理論と実践の積極的な交流が求められているなか、本来的にはこの兼職規定を活用し、学校教員が大学にて特別講義を担当するなど、この規定を有効に活用することが求められている」と

述べる〔高橋 2019：103〕。

このような高橋の指摘を踏まえたとき、本報告で確認してきた「教職論」の取り組みは、一定の意義を見出すことができるだろう。「教職論」において学生は、教員養成を担う大学教員が行う理論的な内容に加えて、中等教育を担う教員が日々教育実践を展開する中に見出される実践的な内容に触れることとなる。この実践的な内容は、学校教員が現職として日々働く中に見出した教職に関する意義や課題であり、現職教員だからこそ見える視点が反映されている。この点に、大学の教職課程を担う教員と学校教員が共同で行うことの意義を見て取ることができる。

しかし、教員の多忙化が進む今日において、学校教員が大学の教職課程にかかわるのは難しい現状がある。教員養成に関する課題への応答を実現するためには、学校教員の多忙化を解消することが重要となろう。

5. おわりに

本報告では、2022年度前期に行われた城西大学の教職課程科目における「教職論」の授業を素材としつつ、大学の教職課程を担う教員と学校教育を担う教員が共同で行う教職課程科目の可能性について考えることを目的としてきた。両者が共同して行う授業には、初等教育や中等教育の現場に勤める現職教員だからこそ見える視点を反映させることができる。ここに、大学の教職課程を担う教員と学校教員が共同で行う授業のもつ可能性が拓かれるのである。

「教職論」において、学校教員は、ゲスト講師という形で授業に参加した。しかし、学校教員は、ゲスト講師とは異なる、複数あるいはオムニバス形式による授業参加も可能であろう。このことの探究は今後の課題としたい。

注

- 1 本科目は、教職課程コアカリキュラムで求められている「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」を網羅した「教育の基礎的理解に関する科目」に該当する。
- 2 文部科学省が2019年に示した「法令改正及び教職課程認定の概要」（https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afildfile/2019/08/09/1415122_1_1.pdf 2022年11月7日最終閲覧）の中では、教員養成に関する課題として次の三つを提示している。一つ目は、「必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難」である点。二つ目は、「学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない」という点である。三つ目は、「大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学習が行われていない」という点である。
- 3 2022年度前期に開講されたこの「教職論」は、筆頭著者による単独開講科目（クラス分け）である。ここで言われている中等教育を担う学校教員とは、この科目の授業にゲスト講師という形で11回目の授業にだけ参加した者を指す。したがって、この「教職論」は複数、あるいは、オムニバス形式での実施科目ではないことを明記しておく。
- 4 教育公務員特例法の第17条において、教員については、「教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者の教育委員会において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる」と規定されている。

参考文献

- 鞍馬裕美（2019）「第8章 教師の服務」赤星晋作編著『新教職概論 改訂新版』学文社，pp.125-141.
- 佐野秀行（2017）「第3章 教員の研修および教員の任免と服務」広岡義之編著『はじめて学ぶ教職論』ミネルヴァ書房，pp.37-55.
- 高橋哲（2019）「第5章 教員の服務」佐久間亜紀・佐伯胖編著『アクティベート教育学② 現代の教師論』ミネルヴァ書房，pp.89-105.
- 中央教育審議会（2015）『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について一学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて一（答申）』（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afildfile/2016/01/13/1365896_01.pdf）（2022年11月7日 最終閲覧）